様式第八号（第三条関係）　　（用紙Ａ４）

0 0 0 0 3

一般建設業の場合は下段を、特定建設業の場合は上段を消す。

専任技術者証明書（新規・変更）

（1）　下記のとおり、｛建設業法第７条第２号 / ~~建設業法第15条第２号~~｝に規定する専任の技術者を営業所に置いていることに相違ありません。

（2）　下記のとおり、専任の技術者の交替に伴う削除の届出をし

該当するものを○で囲む。

許可申請の場合は「届出者」を消し、変更届の場合は「申請者」を消す。

平成　　年　　月　　日

実印を押印。

地方整備局長
北海道開発局長
知事　殿

申請者
届出者　青森市長島１－１－１
青森土木　株式会社
代表取締役　　青森　太郎　　印

新規の場合は記入不要。許可日が複数ある場合は最も古いものを記入する。

区　　分　項番 6 1　3 1（１．新規許可等　２．専任技術者の担[illegible]又は有資格区分の変更　３．専任技術[illegible]の追加　４．専任技術者の交替に伴う削除　５．専任技術者が置かれる営業所のみの変更）

大臣
知事　コード

青森県知事　02

許可年月日

許　可　番　号　項番 6 2　3 □□　国土交通大臣 / 知事　許可（般 / 特－□□）第 5 □□□□□ 10 号　平成 11 □□ 年 13 □□ 月 15 □□ 日

記

氏　　名	項番 6 3　フリガナ（フリガナ）アオモリ　タロウ　3 ア オ　5 青 森 太 郎 10　元号〔平成Ｈ、昭和Ｓ、大正Ｔ、明治Ｍ〕　生年月日 15 S 4 0 年 18 0 1 月 20 0 1 日	
今後担当する建設工事の種類	6 4　3 7　5 7　土 建 大 左 と 石 屋 電	別表4の「建設工事の種類」により記入する。 上段には技術者が**今後担当する全ての業種**を記入する。（業種追加などの場合には、新たに担当する業種だけでなく、引き続き担当する業種も記入すること。項番61の区分が「4」の場合は空欄） 下段には、今まで担当していた建設工事を記入（項番61の区分が「1」で新規・許可換え新規申請の場合及び「3」の場合は空欄）
現在担当している建設工事の種類	1　2　3	
有資格区分	6 5　3 1 4　5　7	別表3の「有資格区分コード」により記入する。 **担当する業種に対応する資格のみ**記入する。他に資格を持っていても記入しない。
変更、追加又は削除の年月日	平成　　年　　月　　日	
専任技術者の住所	青森市長島○－○○	営業所の名称（新所属）本社

姓の最初から2文字をカナで記入。濁点、半濁点も含めて1文字とする。

氏　　名	項番 6 3　フリガナ（フリガナ）クドウ　サブロウ　3 ク ド　5 工 藤 三 郎 10　元号〔平成Ｈ、昭和Ｓ、大正Ｔ、明治Ｍ〕　生年月日 15 S 5 0 年 18 0 4 月 20 0 1 日	
今後担当する建設工事の種類	6 4　3　5　10　土 建 大 左 と 石 屋 電 管 ン 鋼 筋 ほしゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解　20　25 4　30	姓と名の間は1マス空ける。 国家資格者の場合は「資格証明書」、実務経験のみの場合は「住民票」の字体で記入する。 婚姻による氏名変更は、変更前を項番61の区分「4」で削除し、同時に変更後を別葉で項番61の区分「1」「3」で追加する。
現在担当している建設工事の種類	1　2　3	
有資格区分	6 5　3 0 2　5　7	
変更、追加又は削除の年月日	平成　　年　　月　　日	営業所の名称（旧所属）
専任技術者の住所	弘前市堅田○－○○	営業所の名称（新所属）弘前支店

項番61の区分が「1」の場合は記入しない。

氏	項番　フリガナ（フリガナ）　元号〔平成Ｈ、昭和Ｓ、大正Ｔ、明治Ｍ〕　20 月 □□ 日	
今後担当する建設工事の種		
現在担当している建設工事の種		
有資格区分	6 5	
変更、追加又は削除の年月日	平成　　年　　月　　日	営業所の名称（旧所属）
専任技術者の住所		営業所の名称（新所属）

○営業所の専任技術者とは

「営業所の専任技術者」は、請負契約の締結にあたり技術的なサポート（工法の検討、注文者への技術的な説明、見積等）を行うことがその職務です。

営業所に常勤して専ら職務に従事することを要する者をいい、雇用契約等により事業主体と継続的な関係を有し、休日その他勤務を要しない日を除き、通常の勤務時間中はその営業所に勤務しなければなりません。
よって、原則として工事現場の主任技術者又は監理技術者となることは出来ません。